

提出書類チェックシート

以下の書類は入所申し込みに必要な書類です。書類がそろっていることをご確認の上、□にチェックをしてください。
申込時、必要書類と併せてこのチェックシートを確認し、ご提出ください。

入所申し込みに必要な書類	
全てのの方が必要な書類 ☐ 子どものための教育・保育給付 認定申請書 兼 保育所入所申込書	
保育の必要性を証明する書類 (該当する項目のみ)	就 労 ※産休・育休中を含む ☐ 就労証明書 【 ☐保護者① ☐保護者② 】 ※個人事業主等の方(会社を経営されている方や会社役員の方、家族従業員を含む。)は、以下の書類も必要です。詳しくは「保育園のごあんない」P15をご覧ください。 ☐ 営業証明A(事業の概要を確認できる書類) 【 ☐保護者① ☐保護者② 】 ☐ 営業証明B(継続的に働いていることが確認できる書類、直近3カ月分) 【 ☐保護者① ☐保護者② 】 ※父または母が会社命令による単身赴任となっている方 ☐ 就労証明書 : No.17の単身赴任期間に記載があるもの ☐ 居住先が確認できる書類(従業員(正社員)であって家族従業員等に該当しない方は不要): 居住している物件の賃貸借契約書または直近の公共料金支払領収証など(日付・住所が記載されているもの)
	就労内定 ☐ 就労証明書 【 ☐保護者① ☐保護者② 】
	妊娠・出産 ☐ 母子健康手帳の写し (①表紙 ②分娩予定日の記載があるページ)
	疾病・負傷・障害 ☐ 診断書の写し(病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨の記載があるもの) 【 ☐保護者① ☐保護者② 】
	介護・看護 ☐ 介護・看護に関する申立書 【 ☐保護者① ☐保護者② 】 ☐ 介護・看護が必要な状況がわかる書類 【 ☐保護者① ☐保護者② 】
	学校等に在学・職業訓練 ☐ 在学証明書 【 ☐保護者① ☐保護者② 】 ☐ 学生証の写し 【 ☐保護者① ☐保護者② 】
	求職活動 ☐ 求職活動状況申立書 【 ☐保護者① ☐保護者② 】 ※就労後は就労証明書の提出が必要です。

●以下に該当する場合は、上記のほかにそれぞれ書類を提出してください。

兄弟姉妹で入所(転園)を申し込む場合	☐ 兄弟姉妹入所(転園)条件確認表
ひとり親家庭の場合(いずれかひとつ)	☐ 戸籍全部事項証明書(受理証明書)、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)医療証、児童育成手当認定通知書、児童育成手当受給者証明書、事件係属証明書(調停期日通知書)、大使館発行の独身証明書(和訳されたもの)
お子さんまたは保護者が4級(4度)以上の心身障害者手帳を所持する場合	☐ 障害者手帳の写し(両面)
お子さんを保育施設などに預けている場合 (認証保育所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり)	☐ 受託証明書 ※ベビーシッター、一時預かりを利用中の場合は、申込締切日まで預けている実績がわかる書類を添付してください。
お子さんが疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどを有する場合	☐ 健康状態調査書 ※配慮が必要な場合は申込前に保育入園係にご相談ください。

□■裏面続き■□

転入予定で申し込む方	☐ ① 中央区への転入誓約書 ☐ ② 不動産の売買(賃貸借)契約書の写し ☐ ③ 申込児童の生年月日が確認できる書類 ※①～③のいずれも提出が必要です。 ※①には転入予定日、転入先住所、転入者氏名(全員分)の明記が必要です。 ※②の提出ができない場合は、①の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。
転入予定 または 中央区外に住民登録がある保護者 (令和9年4月～8月利用調整)	☐ 令和8年度住民税課税(非課税)証明書 【 ☐ 保護者① ☐ 保護者② 】 ※令和8年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行可能です。 ※年間収入申告書または生活保護受給証明書を提出した保護者については不要です。
転入予定 または 中央区外に住民登録がある保護者 (令和9年9月～令和10年2月利用調整)	☐ 令和9年度住民税課税(非課税)証明書 【 ☐ 保護者① ☐ 保護者② 】 ※令和9年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行可能です。 ※年間収入申告書または生活保護受給証明書を提出した保護者については不要です。
令和8年1月1日現在、 日本に住民登録がない保護者 (令和9年4月～8月利用調整)	☐ 令和7年分(1月～12月)年間収入申告書及び給与支給証明書 【 ☐ 保護者① ☐ 保護者② 】
令和9年1月1日現在、 日本に住民登録がない保護者 (令和9年9月～令和10年2月利用調整)	☐ 令和8年分(1月～12月)年間収入申告書及び給与支給証明書 【 ☐ 保護者① ☐ 保護者② 】
生活保護を受けている保護者	☐ 生活保護受給証明書 【 ☐ 保護者① ☐ 保護者② 】

●申込書に関する事項

☐ 「保育園入所申込みに関する重要事項確認書」の内容を確認し、世帯主署名欄に自署しました。

【注意事項】

- ① 提出書類は利用希望月の受付期間内に全てご提出ください。
- ② 提出書類の不備又は不足がある場合は利用調整の対象外になることがありますので、期間に余裕をもってご提出ください。
その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。
- ③ 受付期間後に提出された書類は翌月以降の利用調整の対象となります。

申込者(保護者)署名